

令和8年8月の定例報告について

令和8年8月の定例報告における各種様式が九州厚生局から示されました。今次改定により、事務手続き等の簡素化を目的に一部の点数について施設基準の定例報告が不要とされました。本ニュースでは、概要及び定例報告が必要な施設基準についてご紹介します。

【定例報告について】定例報告には大きく以下の2種類があります。

- ① 届け出た施設基準について要件を満たしているか自己点検を行い、結果について報告するもの（無床診の場合、問題なく全て満たしていれば特段の報告は不要）。満たしていないものがあれば報告を行い、辞退届を提出。
- ② 施設基準通知等の規定により特に報告が必要とされている実績等について、定められた様式を用いて報告するもの。全ての施設基準が該当するわけではなく、一部届出点数のみ該当（今次改定で少なくなりました）。

【特に報告が必要とされている届出点数】※上記②に規定するもの

※ 様式については、九州厚生局 HP にて指定されたものをお使いください。

医科	診療所（無床・有床）、病院共通
	・ 情報通信機器を用いた診療（別紙様式 14） ・ 情報通信機器を用いた精神療法（別紙様式 15） ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（別紙様式 20） ・ 訪問看護遠隔診療補助料（別紙様式 22）
	有床診のみ（様式は九州厚生局 HP でご確認ください） ・ 有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告 ・ 診療所療養病床療養環境改善加算に係る改善計画
歯科	病院（様式は九州厚生局 HP でご確認ください） ・ 入院基本料等に関する実施状況報告 ・ 情報通信機器を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化の施設基準に係る定例報告 ・ 療養病棟療養環境改善加算に係る改善計画 ・ 地域包括医療病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料 ・ 精神科救急急性期医療入院料に関する実施状況報告書 ・ 精神科救急・合併症入院料に関する実施状況報告書
	・ 在宅療養支援歯科診療所、在宅療養支援歯科病院（別紙様式 19）



報告期限：令和8年9月1日（火）まで（郵送必着）

報告方法：郵送または電子申請

九州厚生局 HP の該当ページ

郵送の場合は➡〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第二合同庁舎 7F

電子申請の場合➡九州厚生局佐賀事務所にお問い合わせ下さい（HP にも案内あり）。

問合窓口：九州厚生局佐賀事務所 TEL 0952-20-1610 受付時間 8:30～16:00

※定例報告に関する内容は九州厚生局 HP を必ずご確認ください



【ベースアップ評価料の実績報告について】

7/24FAX ニュース

定例報告とは別に、ベースアップ評価料に関する前年度の実績報告と今年度の中間報告が必要です。前年度の実績報告については改定前の様式を用いる等、改定年ならではの取扱いもあります。詳細は当会 HP にも掲載しています 7/24 に当会が発出した FAX ニュースをご参照ください（詳細は右コードより）。



佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>

HP はコチラ➡



診療報酬関連のご質問は、FAX
かメールにてお願いします。